

火災を防ぐ！危険ごみ

環境通信 Vol. 5

☎ 生活環境課 ☎ 0823-43-1637

近年、ごみ収集車やごみ処理施設での火災事故が全国で急増しています。原因の多くは、「充電式電池」や「スプレー缶」によるものです。一歩間違えば、作業員の命にかかわる重大な事故や、ごみ処理施設の停止につながります。正しい分別と回収ルールへのご協力をお願いします。

小型家電の出し方

小型家電（ハンディーファン、ゲーム機など）は内部に充電式電池が内蔵されており、「火災の原因」になる危険性があります。絶対に燃えるごみとして出さないでください。市役所本庁や各市民センター（三高支所）に設置している「小型家電回収ボックス」に本体ごと入れてください。

モバイルバッテリーの出し方

モバイルバッテリー（リチウムイオン電池）は、強い圧力がかかると激しく発火します。市役所本庁などへ持参して職員へ回収を依頼してください。

スプレー缶・カセットボンベの出し方

スプレー缶・カセットボンベは、完全に使い切ってから屋外で穴を開けてください。穴開けは、ガスが周囲に充満して引火する恐れがありますので、十分に注意して行ってください。

なお、環境センターには、安全に穴を開けられる専用の「穴開け機」を導入しています。「どうしても中身を抜ききれない」「家で穴を開けるのが怖い」という方は、ごみ出しの際に穴が開いていないことが分かるようにして出してください。

市民の皆様へお願い

「これくらい大丈夫だろう」という油断が、火災を招きます。分別の仕方に迷ったときは、無理に捨てず、生活環境課までお問い合わせください。



民生委員・児童委員 ～心と心のつなぎ役～

☎ 社会福祉課 ☎ 0823-43-1638



広島県民児協
マスコットキャラクター「ミンジ」

江田島地区・能美地区の委員が視察研修に行きました。

「民生委員・児童委員」の役割として、生活困窮者や高齢者の相談役や見守り活動をイメージする方が多いと思いますが、民生委員・児童委員の活動の対象は、もっと幅広く、子育て世帯やひとり親家庭、障害福祉など、社会福祉全般に及びます。委員の役割は、地域住民の様々な困り事や相談を聞いて、行政機関の窓口や適切なサービスに「つなぐ」ことですので、専門的な知識は必要ありません。委員の皆さまは、委員になってから研修を受講したり先輩委員や各民児協事務局に相談するなど、委員活動に必要な知識の幅を広げていきます。

毎年、各地区民児協が行っている視察研修は、委員の知識を深めるための大切な活動です。6月には、江田島地区と能美地区の民生委員・児童委員が、それぞれ視察研修を実施し、施設の見学及び施設職員からの説明を聞き、理解を深めました。



【江田島地区】
広島県立教育センター「SCHOOL "S"」（東広島市）の視察
高松市木太地区コミュニティ協議会 民生委員との交流会



【能美地区】
広島県リハビリテーション協会（東広島市）の視察



デジタルツウズ Vol. 10

☎ デジタル改革課 ☎ 0823-43-1654

PayPay が使える手続きと窓口が増えました！

市役所の窓口でのお支払い時に、キャッシュレス決済（PayPay）をご利用いただける手続きと窓口が増えました。

手続き内容・窓口等

手続き内容	窓口	決済方法
戸籍、税などの各種証明書の発行手数料	市民課・税務課（本庁） 追加 各市民センター（江田島・能美・沖美）、三高支所	現金 または PayPay
NEW 犬の鑑札、犬の注射済票などの発行手数料	生活環境課（本庁）	



- ・お支払いは、手続きに応じ、職員が掲示する二次元コードをスマートフォンで読み取っていただく方式です。
- ・市公式 LINE からの各種手続きでは、PayPay 決済またはクレジットカード決済がご利用いただけます（来庁不要）。

ご利用にあたっての注意

- ・あらかじめ PayPay アプリでのアカウント登録とチャージ（入金）が必要です。
- ・市役所の窓口ではチャージ（入金）はできません。
- ・キャッシュレス決済をご利用の場合、**領収書は発行できません**。あらかじめご了承ください。

誰でも何度でも運賃無料

「おでかけ無料乗車day」（9月7日(月)）を実施

☎ 企画振興課 ☎ 0823-43-1630

公共交通の利用促進と需要喚起を図るため、誰でも運賃を支払わずに路線バスやおれんじ号に乗車できる「おでかけ無料乗車 day」を実施します。数量限定で乗車特典を用意していますので、普段は自家用車で移動している方も、この日は公共交通を利用してみませんか。

実施日 9月7日(月)

対象路線 市内路線バス（全路線）、江田島北部朝夕便、おれんじ号（江田島北部線・沖美北部線・沖美南部線）

※対象路線の時刻表などは、市 HP に掲載している公共交通マップで確認できます。

※おれんじ号は予約制であり、乗車定員に限りがあります。



▲公共交通マップ

9月は屋外広告物適正化旬間

看板など屋外広告物を設置するときは申請が必要です

☎ 都市整備課 ☎ 0823-43-1647

毎年9月は、「屋外広告物適正化旬間」です。屋外広告物についての理解を深め、周辺の景観や安全に配慮した屋外広告物となるようご協力をお願いします。

屋外広告物とは、常時または一定の期間、継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板やのぼり旗など多くの種類があります。屋外広告物を誰もが勝手に設置してしまうと広告物が氾濫し、まちの雰囲気や景観などが損なわれてしまいます。また、設置や管理が適正に行われていないと落下や倒壊により思わぬ事故や災害を招くこともあります。このようなことから、屋外広告物の設置や管理のルールが定められています。

屋外で広告物を表示・設置しようとするときは、社会生活を営むうえで最小限必要な広告物を除き、あらかじめ市の許可を受ける必要があります。また、表示・設置できない場所や広告物の大きさ、高さなどの基準があります。

詳しくは、都市整備課にご相談ください。

